

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
職種	茶華道指導員
採用予定人数	2名
勤務場所	愛媛県立宇和高等学校(西予市宇和町卯之町四丁目190-1)
従事すべき業務の内容	勤務校において、生徒に対して、茶道又は華道の指導を行う。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの ・ 勤務可能な地域に居住していること。 ・ 心身が健康であること。 ・ 学校教育に理解と熱意があること。 ・ 他の職に従事している場合であっても、本業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	月4時間以内の範囲で、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休日等	愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	・ 報酬:月額 11,500円 ・ 通勤費用弁償:会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給 ・ 期末・勤勉手当:なし
退職に関する事項	・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ 公務員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	支給なし
服務	任期中、以下の義務を負う。 ・ 法令等及び上司の職務の命令に従う義務(地方公務員法第32条) ・ 信用失墜行為の禁止(同法第33条) ・ 秘密を守る義務(同法第34条) ・ 職務に専念する義務(同法第35条) ・ 政治的行為の制限(同法第36条) ・ 争議行為等の禁止(同法第37条)
その他	公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険(昭和22年法律第50号)の規定により補償する。

応募方法

- ・ 市販の履歴書(6箇月以内に撮影した写真を添付)を提出してください。

提出先:〒797-0015 西予市宇和町卯之町四丁目190-1

愛媛県立宇和高等学校事務室 TEL:0894-62-1321